

公 告

○臨港地区区分区の変更 (港湾課) ……………13

告 示

福岡県告示第720号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定に基づき、農業振興地域の指定（昭和47年10月福岡県告示第1098号）により指定した宗像農業振興地域の区域及び農業振興地域の指定（昭和46年10月福岡県告示第981号）により指定した新宮農業振興地域の区域を次のように変更するので、同条第2項において準用する同法第6条第5項の規定により公告する。

なお、その関係図面は、福岡県農林水産部農山漁村振興課及び福岡県福岡農林事務所農山村振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成23年4月25日

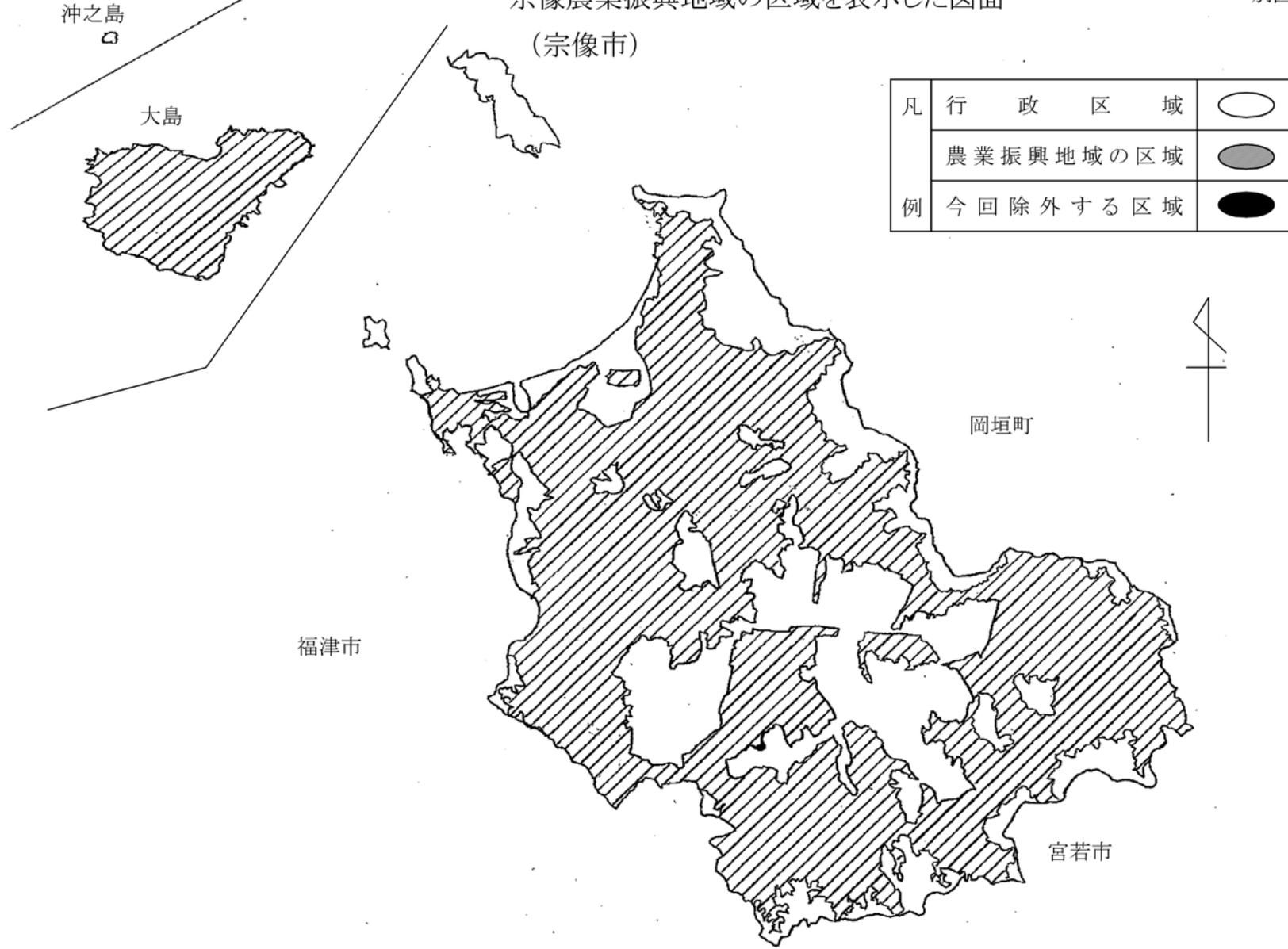
福岡県知事 小 川 洋

農業振興地域名及び変更後の農業振興地域の範囲

農業振興地域名	変更後の農業振興地域の範囲
宗 像 地 域	別図1の斜線部分に該当する土地の区域
新 宮 地 域	別図2の斜線部分に該当する土地の区域

宗像農業振興地域の区域を表示した図面
(宗像市)

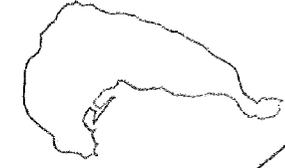
別図1



別図2

新宮農業振興地域の区域を表示した図面
(新宮町)

相島



凡	行政区域	
	農業振興地域の区域	
例	今回除外する区域	

福岡県告示第721号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成23年4月25日

福岡県知事 小川 洋

福岡都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更

福岡県告示第722号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成23年4月25日

福岡県知事 小川 洋

福岡都市計画区域区分を変更

福岡県告示第723号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成23年4月25日

福岡県知事 小川 洋

福岡都市計画用途地域を変更

福岡県告示第724号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成23年4月25日

福岡県知事 小川 洋

古賀都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更

福岡県告示第725号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成23年4月25日

福岡県知事 小川 洋

古賀都市計画区域区分を変更

福岡県告示第726号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成23年4月25日

福岡県知事 小川 洋

新宮都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更

福岡県告示第727号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1

項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成23年4月25日

福岡県知事 小川 洋

新宮都市計画区域区分を変更

福岡県告示第728号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成23年4月25日

福岡県知事 小川 洋

久山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更

福岡県告示第729号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成23年4月25日

福岡県知事 小川 洋

久山都市計画区域区分を変更

福岡県告示第730号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成23年4月25日

福岡県知事 小川 洋

篠栗都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更

福岡県告示第731号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成23年4月25日

福岡県知事 小川 洋

篠栗都市計画区域区分を変更

福岡県告示第732号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成23年4月25日

福岡県知事 小川 洋

筑紫野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更

福岡県告示第733号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成23年4月25日

福岡県知事 小川 洋

筑紫野都市計画区域区分を変更

福岡県告示第734号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成23年4月25日

福岡県知事 小川 洋

太宰府都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更

福岡県告示第735号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成23年4月25日

福岡県知事 小川 洋

太宰府都市計画区域区分を変更

福岡県告示第736号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成23年4月25日

福岡県知事 小川 洋

那珂川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更

福岡県告示第737号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成23年4月25日

福岡県知事 小川 洋

那珂川都市計画区域区分を変更

福岡県告示第738号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成23年4月25日

福岡県知事 小川 洋

福岡都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更

福岡県告示第739号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成23年4月25日

福岡県知事 小川 洋

福岡都市計画区域区分を変更

福岡県告示第740号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成23年4月25日

福岡県知事 小川 洋

宗像都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更

福岡県告示第741号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成23年4月25日

福岡県知事 小川 洋

宗像都市計画区域区分を変更

福岡県告示第742号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成23年4月25日

福岡県知事 小川 洋

前原都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更

福岡県告示第743号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する

同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成23年4月25日

福岡県知事 小川 洋

前原都市計画区域区分を変更

福岡県告示第744号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成23年4月25日

福岡県知事 小川 洋

志摩都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更

福岡県告示第745号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成23年4月25日

福岡県知事 小川 洋

志摩都市計画区域区分を変更

福岡県告示第746号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成23年4月25日

福岡県知事 小川 洋

久留米都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更

福岡県告示第747号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成23年4月25日

福岡県知事 小川 洋

久留米都市計画区域区分を変更

福岡県告示第748号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成23年4月25日

福岡県知事 小川 洋

小郡都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更

福岡県告示第749号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成23年4月25日

福岡県知事 小川 洋

小郡都市計画区域区分を変更

福岡県告示第750号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成23年4月25日

福岡県知事 小川 洋

大牟田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更

福岡県告示第751号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成23年4月25日

福岡県知事 小川 洋

大牟田都市計画区域区分を変更

福岡県告示第752号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成23年4月25日

福岡県知事 小川 洋

北九州都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更

福岡県告示第753号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成23年4月25日

福岡県知事 小川 洋

北九州都市計画区域区分を変更

福岡県告示第754号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成23年4月25日

福岡県知事 小川 洋

中間都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更

福岡県告示第755号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成23年4月25日

福岡県知事 小川 洋

中間都市計画区域区分を変更

福岡県告示第756号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成23年4月25日

福岡県知事 小川 洋

苅田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更

福岡県告示第757号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成23年4月25日

福岡県知事 小川 洋

苅田都市計画区域区分を変更

福岡県告示第758号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成23年4月25日

福岡県知事 小川 洋

苅田都市計画臨港地区を変更

福岡県告示第759号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年4月25日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡志免町大字南里字嶋田24番1、24番3、24番5、24番8、24番9、25番1、
25番3、25番11、26番1、26番2、27番1及び27番4

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

東京都港区浜松町2丁目4番1号

オリックス株式会社

代表者執行役 井上 亮

福岡県告示第760号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の
2第3項の規定による次の届出に係る特定第2号漁業者の同意は、同法第108条第2項
に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105
条の2第4項の規定により公示する。

平成23年4月25日

福岡県知事 小川 洋

発起人の住所及び氏名並びに区域及び区分

住 所	氏 名	区 域 (漁業共済の加入区の名称)	区 分
糸島市二丈吉井 〃	梅 本 隆 志 大 庭 千十郎	糸島漁業協同組合の地区のうち 旧福吉漁業協同組合の地区 (福吉加入区)	二双吾智網漁業
糸島市加布里 〃	鍋 島 民 生 稗 田 司 士	糸島漁業協同組合の地区のうち 旧加布里漁業協同組合の地区 (加布里加入区)	小型底びき網漁業及 び小型一般漁業
糸島市志摩船越 〃	井 上 富士弥 唐 崎 邦 彦	糸島漁業協同組合の地区のうち 旧船越漁業協同組合の地区 (船越加入区)	小型船びき網漁業

糸島市志摩船越 〃	仲 西 米 城 仲 西 正 義	糸島漁業協同組合の地区のうち 旧船越漁業協同組合の地区 (船越加入区)	小型一般漁業及び小 型定置網漁業
糸島市志摩久家 糸島市志摩船越	仲 西 常 雄 仲 西 邦 敏	糸島漁業協同組合の地区のうち 旧船越漁業協同組合の地区 (船越加入区)	いわし揚繰網漁業及 び二双吾智網漁業
糸島市志摩岐志 〃	松 前 龍 吉 土井良 剛	糸島漁業協同組合の地区のうち 旧岐志新町漁業協同組合の地区 (岐志新町加入区)	二双吾智網漁業
糸島市志摩姫島 〃	須 田 英 範 松 尾 茂 久	糸島漁業協同組合の地区のうち 旧姫島漁業協同組合の地区 (姫島加入区)	小型船びき網漁業、 小型一般漁業及び小 型定置網漁業
福津市津屋崎 福津市渡	魚 住 正 光 黒 川 忠 信	宗像漁業協同組合の地区のうち 旧津屋崎漁業協同組合の地区 (津屋崎加入区)	小型底びき網漁業、 小型一般漁業及び小 型定置網漁業
宗像市鐘崎 〃	広 橋 幸 年 縄 田 利 男	鐘崎漁業協同組合の地区 (鐘崎加入区)	ふぐ延縄漁業及びし いらまき網漁業
宗像市鐘崎 〃	七 田 勇 人 岩 瀬 健 次	鐘崎漁業協同組合の地区 (鐘崎加入区)	総トン数10トン以上 100トン未満の漁船 により営む漁業であ ってふぐ延縄漁業、 しいらまき網漁業及 び一般まき網漁業以 外のもの
宗像市鐘崎 〃	岩 瀬 政 敏 刀 根 孝 生	鐘崎漁業協同組合の地区 (鐘崎加入区)	小型船びき網漁業及 び小型一般漁業

福岡県告示第761号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第
36条第3項の規定により公告する。

平成23年4月25日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

飯塚市川島字勝負坂11-1から11-11まで、1553-2から1553-7まで、12-2か

ら12-4まで、12-8、12-10、14-1、14-2、15-2、15-5、15-6、1598-2及び1598-4

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市博多区博多駅東2丁目18番30号

九州八重洲株式会社

代表取締役 山口 元嗣

福岡県告示第762号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年4月25日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡粕屋町大字長者原字池ノワキ571番1から571番10まで並びにこれらの区域内にある水路である町有地の全部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市博多区博多駅前3丁目25番21号 博多駅前ビジネスセンター

積和不動産九州株式会社

代表取締役 広松 幹雄

福岡県告示第763号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、福岡県農業改良資金貸付金及び林業・木材産業改善資金貸付金の債権回収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年4月25日

福岡県知事 小川 洋

1 委託先 ニッテレ債権回収株式会社

2 所在地 東京都港区芝浦三丁目16番20号

3 委託期間 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

福岡県告示第764号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定に基づき、次のように生産事業者の登録をしたので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成23年4月25日

福岡県知事 小川 洋

登録番号	生産事業者		生産事業内容	事業所	
	氏名	住所		名称	所在地
福岡県第504号	末 廣 泰 浩	八女市黒木町大淵5543	種穂苗木	末 廣 泰 浩	八女市黒木町大淵5543
福岡県第505号	堀 下 保 臣	八女市矢部村矢部1121	種穂苗木	堀 下 保 臣	八女市矢部村矢部1121

福岡県告示第765号

次の加入区について、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意があったものと認めるので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。

平成23年4月25日

福岡県知事 小川 洋

加入区の名称 馬島加入区

福岡県告示第766号

次の加入区において平成19年4月福岡県告示第892号により発生した指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により平成23年4月25日を限り消滅したので、同条第2項の規定により公示する。

平成23年4月25日

福岡県知事 小川 洋

加入区の名称 馬島加入区

福岡県告示第767号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年4月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成23年4月5日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
特定非営利活動法人ことばとりレーションシップの会
- (2) 代表者の氏名
今村 亜子
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県太宰府市大字北谷51番地4
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、ことばの障がいがある人々をはじめ、さまざまな障がいをもつ人たちと、その周囲の人たちに対して、生活のニーズに即した表現手段やコミュニケーション活動を提案・推進することによって、地域社会との繋がりを広げ、豊かな関係性を構築し、社会参加の促進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第768号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年4月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成23年4月5日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
NPO法人九州食縁推進機構
- (2) 代表者の氏名
鳥居 高成
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市中央区大名1丁目2番28-403号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は国内外の住民に対して、食を通じた農業推進に関する事業を行い、健康づくりと食についての教育に参画し、国内外の安全な食品の普及に寄与することを目的とする。

公 告

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定に基づき、臨港地区内の分区分を
変更したので、次のとおり公告する。

その関係図書は、福岡県県土整備部港湾課及び福岡県苅田港務所において公衆の閲覧
に供する。

平成23年4月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 変更に係る臨港地区の名称
苅田都市計画臨港地区苅田港臨港地区
- 2 変更に係る分区分の種類
商港区、修景厚生港区
- 3 分区分を変更した土地の区域
(1) 商港区

苅田町鳥越町の一部
(2) 修景厚生港区
苅田町鳥越町の一部